

# 資産評価方法 WG 議事メモ

平成 16 年 4 月 23 日

## (議事内容)

### (資産評価における原価算入一般について)

貸付料及び通行料金の設定は、機構の負債及び資本金の額によって定められるものであり、資産価格がどれだけであるかとは無関係である。そうした中で、「機構の資産評価はいかにあるべきか」ということは、原点に立ち返って議論する必要がある。

一般の企業の場合には、利益が上がっているのであれば、できるだけ速やかに費用化を図ろうとするはずであり、民間での取扱いをそのまま理論的な正解と考える訳にはいかない。逆に、税務当局からすれば、税込確保の観点からはなるべく費用化される範囲を限定する方向となっていると見るべきであり、費用化よりは資産化、それも非償却資産への資産化という傾向があるのではないか。実際には、企業の実態や意向等を踏まえて、様々な修正や選択処理が認められているものの、資産化の範囲を考える上で、税務上の取扱いは上限としての一つの目安になるのではないか。

### (補償費について)

補償費について、付随費用とすることについては異論はないものの、土地価額に算入するのか、構造物価額に算入するののかについては、具体的な事例に即して、きめ細かく検討する必要があるということになった。

### (建設中金利について)

加古委員会では、建設中金利については「付随費用ではない」と考えており、それだからこそ、「土地に係る建設中金利は原価算入しない」という考えもある。

加古委員会において、償却資産に係る建設中金利を原価算入したのは、あくまでも、「費用収益対応原則」と「世代間の公平」という2点によるものである。

その意味では、料金を均衡させるための繰延資産に近い性格のものとするべきではないか。

加古委員会においては、新会社が資産を保有することを前提として、料金設定についても減価償却費を含む総原価主義が取られるであろうことを念頭に置きつつ、「費用収益対応原則」等の議論をしてきた経緯がある。したがって、今回のようなスキームは想定していなかったため、必ずしも加古委員会の結論がそのまま適用できるかどうかは分からない。

建設中の金利の扱いについては、理論的には「複利」による処理が正しいことが分かった。ただし、複利計算は複雑なため、実務上は「単利」で行うことも認められている。

道路公団における建設中金利の扱いについては単利で計算しているが、その利率まで着目すれば、実質上複利とほとんど変わらないのではないかと。

金利の原価算入は、機会費用を考慮するのではなく、実際に支出された金利の取扱いである。したがって、各公団において金利を返済している以上、単利・複利の議論はあまり意味がないのではないかと。

#### (機構と会社の関係)

機構と会社の関係については、既存制度の中でぴったり合うものがないので、引き続き検討する。

いずれの形態と認識するにせよ、会社は機構に道路資産を移管するに当たり、それまでに要した費用に係る債務をすべて機構に引き受けてもらうのであるから、それが機構の取得価格となるのだろうが、その中には、当然、会社が支出した補償費・金利等が含まれることとなる。

機構が完成前に引き受けた道路資産を機構において「道路資産」として資産計上するのか、「建設仮勘定」として資産計上するのか、それとも単なる「土地」又は「構造物」として資産計上するのかは、よく検討する必要がある。

#### (埋蔵文化財調査費用について)

埋蔵文化財調査費用については、当該土地をその後どのように利用するかにかかわらず、不可避に発生する費用であるとして土地の取得費用に算入する考え方と、土地の取得後に構造物を建設する準備として発生する費用であるとして構造物の取得費用に算入する考え方がある。

現在の四公団でも取扱いは区々であり、引き続き検討する必要がある。

以 上